

文京シビックセンター1階食品・日用雑貨販売店運営事業者選定に係る
一般競争入札 質問事項及び回答一覧

令和5年11月6日

	質問事項	回答内容
1	フランチャイズ加盟店による店舗運営は可能でしょうか？	定期建物賃貸借契約書(案)第11条の規定によれば、原則、転貸及び賃借権の譲渡を禁止していますが、予め区と協議の上、フランチャイズ加盟店の運営事業者としての責任の所在を明確にし、転貸の承諾を得ることができれば、可能です。
2	庁舎で従事されている職員様の人数をお聞かせ下さい。	委託等を含め約1,670名です。
3	来庁者の人数をお聞かせ下さい(日)。	来庁者数は把握しておりません。
4	文京シビックセンターホールを利用された人数をお聞かせ下さい(年間)	直近の集計によると、令和5年4月1日から9月30日までの半年間で、大ホールは124,005人、小ホールは25,782人となっています。
5	現コンビニの売上(日)、集客(日)が分かれば凡そでいいので、お聞かせ下さい。	現運営事業者によると、「公開できる情報ではない」とのことなので、お答えしかねます。
6	弊社が入札して、フランチャイジーの運営でも可能でしょうか。	No.1の回答によります。
7	たばこの販売は可能でしょうか。	可能です。
8	切手、印紙等の販売構成比はお分かりでしょうか。	現運営事業者によると、「全体の売上に占める切手・印紙の販売構成比は0.4%」のことです。
9	現運営者からの設備引継ぎ等の交渉は可能でしょうか。	原則、現運営事業者は原状回復の上で退去していただきます。